

9月1日から10月31日までは「秋サケ密漁防止月間」です。

北海道も、秋の気配が感じられる季節となりました。

毎年この時期になると、本道の沿岸域には多くの秋サケが来遊し、産卵のために河川に遡上する姿が季節の風物詩としてよく見られるところです。

しかし、毎年秋サケの来遊とともに、秋サケの採捕が禁止されている河口付近等の海面や内水面での密漁が後を絶たず、取締機関による検挙者も多数いるところです。

このため、道では9月1日から10月31日までを「秋サケ密漁防止月間」と定め、密漁を未然に防止するための啓発活動を行うとともに、取締機関や民間団体等と連携しながら巡回パトロールや指導取締り等を行うこととしています。

皆さんにおかれましても、秋サケ資源の保護と密漁の撲滅に向けた取組にご理解頂くとともに密漁者を見つけた場合には最寄りの警察署や(総合)振興局水産課、漁協に連絡をして頂くなどご協力をお願いします。

注意!!

北海道漁業調整規則第42条で規制された河口付近等の海面や、内水面においてサケ・マスを採捕することは禁止されております。

また、これに違反して採捕した水産動物又はその製品を所持、販売してはなりません。

違反した者はその内容に応じ、最高で懲役3年以下・罰金300万円以下の罰則が適用されます。